

記載上の注意

- (注1) 主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。
 (注2) 無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

| 区 分 | 略称 | 区 分 | 略称 |
|------------|-----|---------------|------|
| 第一級総合無線通信士 | 1 総 | 第一級海上特殊無線技士 | 海特 1 |
| 第二級総合無線通信士 | 2 総 | 第二級海上特殊無線技士 | 海特 2 |
| 第三級総合無線通信士 | 3 総 | 第三級海上特殊無線技士 | 海特 3 |
| 第一級海上無線通信士 | 1 海 | 第一級陸上特殊無線技士 | 陸特 1 |
| 第二級海上無線通信士 | 2 海 | 第二級陸上特殊無線技士 | 陸特 2 |
| 第三級海上無線通信士 | 3 海 | 第三級陸上特殊無線技士 | 陸特 3 |
| 第四級海上無線通信士 | 4 海 | レーダー級海上特殊無線技士 | 海特レ |
| 第一級陸上無線技術士 | 1 陸 | 国内電信級陸上特殊無線技士 | 陸特国 |
| 第二級陸上無線技術士 | 2 陸 | | |
| 航空無線通信士 | 航空 | | |
| 航空特殊無線技士 | 航特 | | |

- (注3) 免許証番号の欄は、「ABCD1234」のように記載すること。
 (注4) 住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。
 (注5) 免許証コピーの提出は要しない。